

航空輸送の安全にかかわる情報の中間報告（令和 4 年度上半期） （要約版）

1. 航空事故・重大インシデントの発生の状況

本邦航空運送事業者において令和 4 年度上半期に発生した航空事故及び重大インシデントは、それぞれ以下のとおりです。

○航空事故（3件）

- 令和 4 年 6 月 23 日、ジェットスター・ジャパン 423 便（成田国際空港→高知空港、エアバス式 A320-232 型、JA05JJ、乗員 6 名・乗客 148 名搭乗）が、高知空港に着陸した際、客室乗務員 1 名が負傷（第一仙椎亀裂骨折）した。
- 令和 4 年 6 月 25 日、ANA ウイングス 1626 便（熊本空港→伊丹空港、ボンバルディア式 DHC-8-402 型、JA854A、乗務員 4 名・乗客 70 名搭乗）が飛行中、機体が動揺した際に客室乗務員 1 名が負傷（仙骨骨折）した。
- 令和 4 年 7 月 16 日、ソラシドエア 41 便（那覇空港→新石垣空港、ボーイング 737-800 型、JA807X、乗務員 6 名・乗客 127 名搭乗）が飛行中、機体が動揺した際に客室乗務員 1 名が負傷（左足甲（小指中足骨）骨折）した。

○重大インシデント（2件）

- 令和 4 年 4 月 18 日、アイベックスエアラインズ 18 便（仙台空港→福岡空港、ボンバルディア式 CL-600-2C10 型、JA07RJ、乗員 4 名・乗客 34 名搭乗）が、飛行中、機長席側及び副操縦士席側の速度計に不具合が発生したため、緊急事態を宣言の上、福岡空港に着陸した。
- 令和 4 年 5 月 20 日、フジドリームエアラインズ 7994 便（広島空港→百里飛行場、エンブラエル式 ERJ170-200STD 型、JA10FJ、乗務員 4 名・乗客 43 名搭乗）が、管制官から着陸許可を受けて百里飛行場の西側滑走路へ進入中、管制官が同滑走路上に車両が存在することを確認したため、当該機に復行を指示した。

2. 安全上のトラブル等の報告の概況

本邦航空運送事業者から、令和4年度上半期に発生した航空事故、重大インシデント及び安全上のトラブル（以下、これらをまとめて「安全上のトラブル等」といいます。）について、それぞれ3件、2件、647件の合計652件の報告がありました。

これらの報告を事態の種類別に分類すると、表1のとおりです。

表1 安全上のトラブル等の報告件数^{注1,2,3}

| 航空事故 | 重大インシデント | 安全上のトラブル | | | | | | | |
|------|----------|----------|-------------|----------------|------------------|-----------------|--------|--------|-----|
| | | 航行中の構造損傷 | 航行中のシステム不具合 | 航行中の非常用機器等の不具合 | 運用限界の超過、経路・高度の逸脱 | 機器からの指示による急な操作等 | その他 | | |
| | | | | | | | 運航規程関連 | 整備規程関連 | その他 |
| 3 | 2 | 1 | 80 | 10 | 57 | 114 | 84 | 39 | 262 |
| 647 | | | | | | | | | |

国土交通省では、これらの安全上のトラブル等の全てについて、本邦航空運送事業者において適切な要因分析が行われ、必要な対策がとられていることを確認しています。

令和4年度上半期に本邦航空運送事業者において発生した個々の安全上のトラブルの要因を分析し、内容別に分類し、集計したものを表2に示します。

表2 安全上のトラブルの内容別分類件数^{注3,4,5}

| 機材不具合 | ヒューマンファクター事案 | 回避操作 | 発動機の異物吸引による損傷 | 部品脱落 | 危険物の誤輸送等 | アルコール事案 | その他 |
|-----------------------|--------------------|------------|---------------|--------|----------|---------|-----|
| 146 | 135 | 97 | 1 | 6 | 194 | 59 | 9 |
| ヒューマンファクター事案の内訳 | | | | | | | |
| 運航乗務員 | 客室乗務員 | 整備従事者 | 地上作業員 | 製造 | その他 | | |
| 45 | 4 | 56 | 25 | 2 | 3 | | |
| 回避操作の内訳 | | アルコール事案の内訳 | | | | | |
| TCAS RA ^{注6} | GPWS ^{注7} | 運航乗務員 | 客室乗務員 | 運航管理者等 | 整備従事者 | | |
| 88 | 9 | 51 | 7 | 0 | 1 | | |

注1 複数の項目に該当するとして報告された事案については、代表的な項目において集計しています。

注2 要因分析の進捗に伴い、続報において報告の項目が変更される場合等があります。

注3 一つの要因により複数の人や機材又は運航便等に影響があった事案については、複数の報告が報告件数として計上されています。

注4 複数の分類に該当する事案については、代表的な分類において集計しています。

注5 要因分析の進捗に伴い、分類を変更する場合等があります。

注6 TCAS RA とは、航空機衝突防止装置の回避指示に基づく回避操作を指しています。

注7 GPWS とは、対地接近警報装置の回避指示に基づく回避操作を指しています。

3. 安全上のトラブルの評価・分析と今後の取組み

第 32 回航空安全情報分析委員会において、令和 4 年度上半期に航空運送事業者等において発生した安全上のトラブル等について審議した結果、それぞれの事案について関係者により必要な対応がとられており、引き続き適切にフォローアップを行っていくべきことが確認されました。

また、コロナ禍による運航環境の大幅な変化（コロナ禍中の運休・減便、及びポストコロナの需要回復・拡大）にも留意しつつ、安全上のトラブル等の航空安全情報の分析に基づく、機材不具合への対応、ヒューマンエラー防止への取組み及び航空機衝突防止装置の回避指示（TCAS RA）や対地接近警報装置（GPWS）の回避指示による回避操作に係る情報の収集・共有を進めるとともに、安全情報の一層の活用により、個々の航空運送事業者の特徴に応じた監査を実施するなど、更なる輸送の安全確保に向けた取組みを進めることが必要であるとの評価を受けました。